

(地 99) (健Ⅱ109)  
令和2年5月13日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 范 敏

日本医師会常任理事

平川 俊夫



小児の新型コロナウイルス感染症に対応した医療提供体制に関する  
補足資料の改訂（令和2年5月12日版）について

今般、標記の件について厚生労働省より、各都道府県、保健所設置市及び特別区宛てに別添の事務連絡がなされましたので、本会からも情報提供いたします。

本補足資料につきましては、本年5月4日付（地88）（健Ⅱ91）の文書等にて貴会宛にご連絡させていただきましたが、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について」（令和2年5月8日付事務連絡）において、帰国者・接触者相談センターに御相談いただく目安が改訂されました。それに伴い、別添1、2の内容を改めて一部改訂したため、周知されております。

つきましては貴会におかれましても、本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会及び関係医療機関等への周知方について、ご高配のほどお願い申し上げます。

【改訂箇所】

別添1（裏面）お子さんが以下のいずれかに該当する場合…	
別添2 相談の目安	
旧	・風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合 ・強いだるさや息苦しさがある場合
新	・息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状のいずれかがある場合 ・発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合